



高橋司法書士事務所

〒132-0003

住所 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2 階

TEL (代表) 03-5664-2332 Fax 03-6323-4839

TEL 03-6310-1878

URL <http://www.takahasi-office.com/>



コラム



実は、私はすごくお酒に弱いです。

先月、花見をしていたのですが、2、3 杯飲んだだけでも関わらず、桜もたいして見ることなく爆睡してしまいました。笑

しかもお酒に弱いにも関わらず、炭酸の入っているお酒、甘いお酒が飲めないで、いつも焼酎の水割りか白ワインしか飲むものがないので、厄介です。

そこで最近、自分でこの体質を改善すべく、寝る前に少量のウィスキーを飲むことにしています。グラスの底から 2 センチくらいの量ですが、すぐ顔が赤くなり横になってから 3 分程で就寝できます。笑

これをしばらく継続して、毎日飲んでいるとお酒が強くなるのかどうか観察してみたいと思います。

いつか、気持ちよく酔っ払いながら飲める日が来るのを願いながら・・・

高橋事務所 山田

債権回収シリーズ

Q1 消滅時効期間が経過したら債権回収できなくなる？

A 時効の効果が発生するのは、時効の利益を受ける側が時効を「援用」したとき、つまり「時効の利益を受けます。債権は消滅しました。」と意思表示したときです。消滅時効期間が過ぎても、取引先が消滅時効を援用しない限り、債権を回収することはできます。

また、消滅時効期間が経過した後に、取引先が債権の一部を支払ったり、支払の猶予を求めたりしたときは、判例上それ以後は時効を援用することはできないとされています。

従って、消滅時効期間経過していても、取引先が時効を援用しない限り、平然と取引先に請求して債権回収しましょう。

Q2 1番抵当権をとっていても税金に勝てない？

A (根) 抵当権の対抗要件は登記です。同じ不動産に複数の抵当権をつけることができますが、その優先順位は登記の順序で決まります。

しかし、1番抵当権を登記しているからといって安心してはいけません。1番抵当権をとったときに既に債務者が税金を滞納しており、その後その不動産が差押えられたときは、税金の方が1番抵当権よりも優先してしまうからです。

税金の滞納による差押えは、税金の支払い期限（「法定納期限」といいます）から1年ほど経過してから行われるのが通常です。

従って、抵当権を設定するときに登記簿謄本を調べて税金の滞納による差押えがなされていないなくても、その後に差押えがなされることもありますから注意しましょう。

なお、抵当権の設定登記をした後に債務者が税金を滞納した場合には、抵当権の方が優先します。

[参考となる法令など]

民法第145条



※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 会社・法人登記全般（設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか）
4. 成年後見業務・任意後見業務
5. 民事訴訟手続き（主に一過払い金請求訴訟、建物明渡請求訴訟、貸金請求訴訟）
6. 裁判所提出書類作成業務・家事事件手続き